



2024年1月25日

各 位

会社名 株式会社タカキュー
代表者名 代表取締役社長 大森 尚昭
(コード番号 8166:東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役管理本部長 林 宏夫
(TEL:03-5248-4100)

**第三者割当によるA種種類株式及びB種種類株式の発行、
第三者割当による第1回新株予約権の発行、定款の一部変更、
資本金及び資本準備金の額の減少、
並びにその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主異動に関するお知らせ**

当社は、2024年1月25日付開催の取締役会において、以下の各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。また、これに伴い、その他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、あわせてお知らせいたします。

- ① GP 上場企業出資投資事業有限責任組合及びGP バイアウトP 投資事業有限責任組合（以下、個別に又は総称して「本スポンサー」といいます。）に対し、総額 499,983,614 円のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を、第三者割当の方法により発行すること（以下「A種種類株式第三者割当」といいます。）
- ② 株式会社みずほ銀行、株式会社商工組合中央金庫、三井住友信託銀行株式会社、株式会社横浜銀行及び株式会社三井住友銀行（注1）（以下、個別に又は総称して「本引受金融機関」といいます。）に対し、総額 499,997,000 円のB種種類株式（以下「B種種類株式」といいます。）を、第三者割当の方法により発行すること（以下「B種種類株式第三者割当」といいます。）
- ③ 本スポンサーに対し、第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、第三者割当の方法により発行すること（以下「本新株予約権第三者割当」といいます。）及びA種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当とあわせて、「本第三者割当」と総称します。）
- ④ A種種類株式及びB種種類株式の発行に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）を行うこと
- ⑤ A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当の払込みを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ⑥ 2024年3月25日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催し、(a)本第三者割当及び(b)本定款変更の件を付議すること（なお、開催日時等の詳細については、本日付の当社リリース「臨時株主総会の開催および付議議案の決定に関するお知らせ」をご参照ください。）

（注1）B種種類株式第三者割当においては、本引受金融機関が当社に対して有する貸付債権が出資の目的となりますが、本日時点において、一部の本引受金融機関が当社に対して

有する貸付債権の処理方針が確定しておらず、今後の方針次第では、一部の本引受金融機関が、当該貸付債権を第三者に譲渡する可能性があります。本日時点において、当該譲渡の有無、譲渡金額、譲渡先等は未定ですが、当該譲渡がされた場合には、当該譲渡先がB種種類株式の割当予定先となる予定です。当該方針は、遅くとも2024年4月30日までには決定される予定ですので、当該決定があり次第、速やかに開示いたします。

当社では、コロナ禍の影響も含めた昨今のアパレル業界の厳しい経営環境と、2024年2月期第3四半期末において債務超過にある財務状況に鑑み、上記の資金調達を実施することで、財務体質の抜本的な改善を行い、事業及びキャッシュフローの正常化を図って参る所存です。

なお、上記の資本調達を前提とした事業計画の概要については、本日付の当社リリース「地域経済活性化支援機構による再生支援決定並びに当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みについて」をご参照ください。

I. 本第三者割当について

1. 募集の概要

(1) A 種種類株式

① 払込期日	2024 年 5 月 23 日
② 発行新株式数	A 種種類株式 16, 222, 700 株
③ 発行価額	1 株につき 30.82 円
④ 調達資金の額	499, 983, 614 円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり A 種種類株式を割り当てます。 GP 上場企業出資投資事業有限責任組合：7, 902, 700 株 GP バイアウト P 投資事業有限責任組合：8, 320, 000 株
⑥ その他投資判断上 重要又は必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は、別紙 1「A 種種類株式発行要項」をご参照ください。 A 種種類株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会において本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）において、株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「機構法」といいます。）第 31 条第 1 項に定める買取決定等（以下「本買取決定等」といいます。）がなされることを条件としております。 当社は、本日付で、機構に対して、事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）を提出してスポンサー招聘型の再生支援の申込みを行い、本日付で、機構より、再生支援決定の通知を受けております。今後、機構による金融調整が行われ、2024 年 3 月下旬ないし 4 月上旬頃に、本事業再生計画の成立を意味する、機構による本買取決定等がなされることとなります。なお、本件では、機構による債権買取そのものは行われません。

(2) B 種種類株式

① 払込期日	2024 年 5 月 23 日
② 発行新株式数	B 種種類株式 499, 997 株
③ 発行価額	1 株につき 1, 000 円
④ 調達資金の額	499, 997, 000 円 但し、本引受金融機関が当社に対して有する貸付債権を出資の目的とするため、当社の手元資金の増加はありません。
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり B 種種類株式を割り当てます(注)。 株式会社みずほ銀行：138, 184 株 株式会社商工組合中央金庫：154, 538 株 三井住友信託銀行株式会社：103, 638 株 株式会社横浜銀行：55, 273 株 株式会社三井住友銀行：48, 364 株

<p>⑥ その他投資判断上重要又は必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 詳細は、別紙2「B種種類株式発行要項」をご参照ください。 • B種種類株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会において本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに、機構において本買取決定等がなされることを条件としております。 • 当社は、本日付で、機構に対して、本事業再生計画を提出してスポンサー招聘型の再生支援の申込みを行い、本日付で、機構より、再生支援決定の通知を受けております。今後、機構による金融調整が行われ、2024年3月下旬ないし4月上旬頃に、本事業再生計画の成立を意味する、機構による本買取決定等がなされることとなります。なお、本件では、機構による債権買取そのものは行われません。
----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注1) B種種類株式第三者割当においては、下記記載の本引受金融機関が当社に対して有する貸付債権を出資の目的とします。なお、下記記載の金額は、出資の目的となる貸付債権の金額となります。

株式会社みずほ銀行 : 138,184,000 円
株式会社商工組合中央金庫 : 154,538,000 円
三井住友信託銀行株式会社 : 103,638,000 円
株式会社横浜銀行 : 55,273,000 円
株式会社三井住友銀行 : 48,364,000 円

(注2) B種種類株式第三者割当においては、本引受金融機関が当社に対して有する貸付債権が出資の目的となりますが、本日時点において、一部の引受金融機関が当社に対して有する貸付債権の処理方針が確定しておらず、今後の方針次第では、一部の引受金融機関が、当該貸付債権を第三者に譲渡する可能性があります。本日時点において、当該譲渡の有無、譲渡金額、譲渡先等は未確定ですが、当該譲渡がされた場合には、当該譲渡先がB種種類株式の割当予定先となる予定です。当該方針は、遅くとも2024年4月30日までは決定される予定ですので、当該決定があり次第、速やかに開示いたします。

(3) 本新株予約権

① 割当日	2024年5月23日
② 発行新株予約権数	322,000 個
③ 発行価額	総額 9,982,000 円 (新株予約権 1 個あたり 31 円)
④ 当該発行による潜在株式数	潜在株式数 : 32,200,000 株 (新株予約権 1 個あたり 100 株)
⑤ 調達資金の額	502,642,000 円 (注) (内訳) 新株予約権発行分 : 9,982,000 円 新株予約権行使分 : 492,660,000 円
⑥ 行使価額	当初行使価額 : 15.3 円
⑦ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てます。 GP 上場企業出資投資事業有限責任組合 : 156,566 個

	GP バイアウト P 投資事業有限責任組合：165,434 個
⑧ その他投資判断上重要又は必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> • 詳細は、別紙 3「本新株予約権発行要項」をご参照ください。 • 本新株予約権第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会において本第三者割当に係る議案の承認が得られること、並びに、機構において本買取決定等がなされることを条件としております。 • 当社は、本日付で、機構に対して、本事業再生計画を提出してスポンサー招聘型の再生支援の申込みを行い、本日付で、機構より、再生支援決定の通知を受けております。今後、機構による金融調整が行われ、2024 年 3 月下旬ないし 4 月上旬頃に、本事業再生計画の成立を意味する、機構による本買取決定等がなされることとなります。なお、本件では、機構による債権買取そのものは行われません。

(注) 本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額となります。行使価額が調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社は、1950 年の設立以来、主に紳士服の企画販売を行い、ビジネスウェア及びカジュアルウェアを通じて、「はたらく人を応援する服」をご提案し、コロナ禍前の 2020 年 2 月期においては、売上高 22,380 百万円、純資産額 4,349 百万円、店舗数 272 店舗となっております。

しかしながら、2020 年 2 月頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛及び店舗休業の実施等により、急激な売上高の減少に直面したため、大規模な店舗撤退を行うとともに、コミットメントライン契約の締結等により資金繰りの確保に努めましたが、2021 年 2 月期は、売上高 14,601 百万円、経常損失 3,107 百万円、純資産額 1,339 百万円、店舗数 188 店に落ち込みました。

また、翌 2022 年 2 月期におきましても新型コロナウイルスの感染拡大が継続し、緊急事態宣言等による人流の抑制や、各種イベントの中止による影響で、来店客数の大幅な減少が続きました。これによって売上高はコロナ前の水準に対し 2 期連続で 7 割を下回り、コスト削減に努めたものの、経常損失 1,919 百万円、当期純損失 2,146 百万円となり、同期末において 876 百万円の債務超過となりました。

このような状況を受けて、2022 年 5 月 26 日に公表いたしました「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」のとおり、当社は、収支改善に向けた事業構造改革として、商品ポートフォリオの最適化、販売チャネルの改革、家賃減額交渉継続や希望退職の実施によるコストの圧縮、不採算店舗の撤退等による、強固な黒字体質への変革に向けた事業構造改革を引き続き推進した結果、2023 年 2 月期第 3 四半期会計期間では、2020 年 2 月期第 1 四半期会計期間以来の黒字となりましたが、2023 年 2 月期では、

売上高は 11,975 百万円、当期純損失 1,050 百万円となり、2023 年 2 月期会計期間末において 1,933 百万円の債務超過となっております。また、2024 年 2 月期においては、第 1 四半期累計期間では、売上高 2,939 百万円、四半期純利益 137 百万円となり黒字となりましたが、第 2 四半期累計期間では、売上高 4,970 百万円、四半期純損失 93 百万円となり赤字化し、第 3 四半期累計期間では、売上高 7,475 百万円、四半期純利益 28 百万円と若干持ち直してきたものの、依然として厳しい状況が続いております。

当社としては、引き続きアフターコロナの「新常态」の定着を想定して、更なるオフィスカジュアル化に対応する取扱商品の拡大によるカジュアルシフト、品揃えの中核であるスーツ・ドレスシャツの着実な販売、在庫を持たないビジネスモデルであり当社の強みであるオーダースーツの比重の更なる拡大などの商品ポートフォリオ改革を不断に進めるとともに、店頭接客による“OMO”（Online Merges Offline）販売の推進等による E コマース販売の拡大による収益力の向上を実現する予定であり、これら施策を支える財務面において、早急に自己資本の充実を図り債務超過を解消することが安定的な事業運営を行うために不可欠であると判断いたしました。また、上記施策を実施するためには、店舗の老朽化や OMO 型店舗構築に係る対応として店舗改装や新店出店が必要となる場合、現状の財務状況では、店舗改装等に係る設備投資資金が不足しているため、スポンサー支援により、店舗改装等に係る設備投資資金を確保することが必要であると判断いたしました。

かかる考えのもと、当社は、2023 年 8 月から 2023 年 9 月にかけて、約 80 社の候補先に対して、支援の打診を行い、うち 16 社との間で秘密保持契約を締結のうえ資料開示を行い、さらに、うち 2 社より一次意向表明書を受領いたしました。本スポンサーを除き、最終意向表明書をご提出頂いた候補先はありませんでした。他方で、本スポンサーの提案は、当社事業を再生するという目的に合致する合理的な支援を内容としておりましたので、当社としては、本スポンサーをスポンサーとして選定するにいたしました。

当社は、本スポンサーから受領した最終意向表明書の内容を踏まえ、本引受金融機関に対し、借入債務（総額 3,991 百万円）の一部の免除及び債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））をご依頼するとともに、本スポンサーとの間において、A 種類株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当による自己資本の充実を図ることとし、かかる協議を円滑に行うため、本日、機構に対して、本事業再生計画を提出してスポンサー招聘型の再生支援の申込みを行い、機構より再生支援決定の通知を受けました。なお、本第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会において本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに、機構による本買取決定等がなされることを条件としております。

(2) 本第三者割当を選択した理由

当社は、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、当社の財務状況や、2022 年 2 月期会計期間末において 876 百万円の債務超過となり上場廃止に係る改善期間に該当していることを踏まえると、財務体質の抜本的な改善のためには、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本性の資金調達を行うことにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

また、前述のとおり、2022年2月期会計期間末において876百万円の債務超過となり上場廃止に係る改善期間入りに指定されていることに鑑みると、上場維持のためには債務超過の解消が必須であるところ、公募増資による普通株式の発行については、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた株主の皆様ご判断により、新株予約権がすべて行使されるとはならず、また、株主の皆様から株主割当に応じて頂けるとも限らないため、同様に、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。さらに、第三者割当増資による普通株式の発行については、割当先や引受額の検討過程において、実現可能性が低いと判断しました。

これに対し、種類株式による第三者割当増資であれば、当社の現状を踏まえた条件を株式の内容に反映させやすいことに加え、割当予定先との交渉の過程で、発行予定額の確保が見込めると判断したこと、並びに、新株予約権による第三者割当増資を付加することにより、将来的な当社の資金状況及び財務状況に応じて機動的な資本金の調達が可能となることから、種類株式及び新株予約権による資金調達を採用いたしました。

なお、本第三者割当は、A種種類株式及びB種種類株式の普通株式への転換請求並びに本新株予約権の行使により、既存株主の皆様にとっては、下記「5. 発行条件等の合理性」に記載のとおり、最大298.7%の議決権の希薄化が生じるおそれがありますが、普通株式への転換請求権及び本新株予約権が一定程度抑制された内容であること、昨今のメザニンマーケットにおける調達環境を踏まえると、A種種類株式の配当率（3%）及びB種種類株式の配当率（1%）が妥当な水準にあること、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応及び債務超過の解消をはじめとした財務体質の抜本的な改善により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大が見込まれること等から、当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

(3) A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の概要

① A種種類株式

① 剰余金の配当	<ul style="list-style-type: none"> • A種種類株式の剰余金配当率は、年率3.0%に設定されており、A種種類株主は、B種種類株主及び普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 • ある事業年度において、A種種類株主への配当金が不足した場合、当該不足額は、翌事業年度以降に累積します。 • A種種類株主は、当該優先配当を超えて配当を受け取ることはできません。
② 残余財産の分配	<ul style="list-style-type: none"> • A種種類株主は、B種種類株主及び普通株主に優先して残余財産の分配を受けることができます。 • A種種類株主は、当該優先分配を超えて残余財産の分配を受けることはできません。

③ 議決権	<ul style="list-style-type: none"> • A種種類株主は、株主総会において議決権を有します。 • 但し、払込期日の6年後の応当日以降は、株主総会において議決権を有しません。
④ 金銭を対価とする取得請求権	<ul style="list-style-type: none"> • A種種類株主は、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとしております。 • 但し、本スポンサーとの合意により、A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、当社に契約違反や表明保証違反等がない限り、払込期日からその2年後の応当日まで、金銭対価取得請求権は行使しないものとされております。 • A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額、A種種類株式に係る累積未払配当金相当額、及びA種種類株式に係る日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額となります。
⑤ 普通株式を対価とする取得請求権	<ul style="list-style-type: none"> • A種種類株主は、払込期日の2年後の応当日以降いつでも、当社に対して、普通株式を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとしております。 • A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額、A種種類株式に係る累積未払配当金相当額、及びA種種類株式に係る日割未払優先配当金額の合計額を、取得価額で除して得られる数となります。 • 取得価額は、当初15.3円となります。但し、普通株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等が発生した場合には、取得価額が調整されることがあります。
⑥ 金銭を対価とする取得条項	<ul style="list-style-type: none"> • 当社は、払込期日の6年後の応当日以降いつでも、取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができることとしております。 • A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値を金銭対価償還日における取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額（但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額とする。）、②A種種類株式に係る累積未払配当金相当額、及び、③A種種類株式に係る日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額となります。
⑦ 譲渡制限	<ul style="list-style-type: none"> • A種種類株式の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

※ その他、詳細につきましては、別紙1「A種種類株式発行要項」をご参照ください。

② B種種類株式

① 剰余金の配当	<ul style="list-style-type: none"> • B種種類株式の剰余金配当率は、年率1.0%に設定されており、B種種類株主は、普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 • ある事業年度において、B種種類株主への配当金が不足した場合、当該不足額は、翌事業年度以降に累積します。 • B種種類株主は、当該優先配当を超えて配当を受け取ることはできません。
② 残余財産の分配	<ul style="list-style-type: none"> • B種種類株主は、普通株主に優先して残余財産の分配を受けることができます。 • B種種類株主は、当該優先分配を超えて残余財産の分配を受けることはできません。
③ 議決権	<ul style="list-style-type: none"> • B種種類株主は、株主総会において議決権を有しません。
④ 金銭を対価とする取得請求権	<ul style="list-style-type: none"> • B種種類株主は、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとしております。 • 但し、本引受金融機関との合意により、B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、(a)給付期日からその6年後の応当日まで、又は、(b)本スポンサーが保有する普通株式数（本スポンサーの保有する普通株式の数及び本スポンサーの保有するA種種類株式の全てにつき普通株式を対価とする取得請求権が行使されたときに発行される普通株式の数の合計数をいう。）の既発行株式数（発行済普通株式の数並びに発行済のA種種類株式及びB種種類株式の全てにつき普通株式を対価とする取得請求権が行使されたときに発行される普通株式の数の合計数から、同日における発行会社の保有する自己株式（普通株式に限る。）の数を控除した数をいう。）に対する割合が15%以下となるまで、のいずれか早い時期までは、金銭対価取得請求権は行使しないものとする予定です（以下「B種種類株式行使条件」といいます。）。 • B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額、B種種類株式に係る累積未払配当金相当額、及びB種種類株式に係る日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額となります。
⑤ 普通株式を対価とする取得請求権	<ul style="list-style-type: none"> • B種種類株主は、給付期日の2年後の応当日以降いつでも、当社に対して、普通株式を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとしております。 • 但し、本引受金融機関との合意により、B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、B種種類株式行使条件を満たすまでは、普通株式対価

	<p>取得請求権は行使しないものとする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額、B種種類株式に係る累積未払配当金相当額、及びB種種類株式に係る日割未払優先配当金額の合計額を、取得価額で除して得られる数となります。 • 取得価額は、当初64円となります。但し、普通株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等が発生した場合には、取得価額が調整されることがあります。
⑥ 金銭を対価とする取得条項	<ul style="list-style-type: none"> • 当社は、給付期日の6年後の応当日以降いつでも、取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができることとしております。 • B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、①B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、②B種種類株式に係る累積未払配当金相当額、及び、③B種種類株式に係る日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額となります。
⑦ 譲渡制限	<ul style="list-style-type: none"> • B種種類株式の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

※ その他、詳細につきましては、別紙2「B種種類株式発行要項」をご参照ください。

③ 本新株予約権

① 行使可能期間	<ul style="list-style-type: none"> • 本新株予約権を行使することができる期間は、2025年5月23日から2029年5月23日までとなります。
② 譲渡制限	<ul style="list-style-type: none"> • 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

※ その他、詳細につきましては、別紙3「本新株予約権発行要項」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,002,625,614円
② 発行諸費用の概算額	163,421,000円
③ 差引手取概算額	839,204,614円

(注1) 払込金額の総額は、A種種類株式の払込価額の総額499,983,614円、並びに、本新株予約権の払込金額の総額9,982,000円及び当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額492,660,000円を合算した金額となります。なお、B種種類株式第三者割当は現物出資となるため、当社の手元資金の増加はありません。

(注2) 本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。

(注3) 発行諸費用の概算額の主な内訳は、アドバイザー費用、弁護士費用、A種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権に係る価値評価費用、司法書士費用及び登録免許税、臨時株主総会開催に係る費用並びにその他事務費用となります。

(注4) 本第三者割当に基づく払込みは、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2024年3月25日開催予定の臨時株主総会において当該発行に係る議案の承認及びこれに関する定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに、機構において本買取決定等がなされることを条件としております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 店舗改装等に係る設備投資	839,204,614円	2025年2月期～2029年2月期

(注1) 上記①の資金については、実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注2) B種種類株式の発行は、本引受金融機関が当社に対して有する貸付債権を出資の目的とするため、手許資金の増加はありません。

(注3) 上記金額は、本新株予約権がすべて行使された場合の金額となります。

(注4) 上記①の内訳は、以下のとおりです。なお、当該設備投資に係る費用は、上記差引手取概算額839,204,614円を優先して充当し、残余を自己資金により充当する予定です。

(単位：百万円)

	25/2期	26/2期	27/2期	28/2期	29/2期	累計
店舗（新店・改装・修繕、等）	150	150	150	150	150	750
IT（デジタル（EC・CRM・アプリ等）・業務システム等）	30	60	120	30	30	270
その他（店舗以外の敷金等）	5	5	5	5	5	25
投資計	185	215	275	185	185	1,045

4. 資金使途の合理性に関する考え方

(1) A種種類株式第三者割当

店舗改装等に係る設備投資のための資金として使用することで、当社の競争力を維持・強化するために必要不可欠であることから、資金使途には合理性があるものと判断しております。

(2) B種種類株式第三者割当

上述のとおり、B種種類株式第三者割当は現物出資となるため、該当事項はありません。

(3) 本新株予約権第三者割当

店舗改装等に係る設備投資のための資金として使用することで、当社の競争力を維持・強化するために必要不可欠であることから、資金使途には合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社並びに本スポンサー及び本引受金融機関から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に対して、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の価値分析を依頼したうえで、プルータスより、価値算定報告書を取得しております。プルータスは、当社の現在の状況を踏まえた当社普通株式の想定株式価値のレンジ、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利子率、当社の行動及び割当先の行動等について一定の前提を置き、モンテカルロ・シミュレーションを用いてA種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の価値分析を実施しており、その価値分析の結果は以下のとおりです。

① A種種類株式

総額 : 約 490 百万円～約 661 百万円

1株あたり : 約 30.21 円～約 40.75 円

② B種種類株式

総額 : 約 395 百万円～約 506 百万円

1株あたり : 約 790 円～約 1,012 円

③ 本新株予約権

総額 : 約 8 百万円～約 575 百万円

1個あたり : 約 25 円～約 1,785 円

また、直前営業日である2024年1月24日現在の終値85円に対して、A種種類株式の取得請求権行使による普通株式の取得価額は15.3円（ディスカウント率82.0%）、B種種類株式の取得請求権行使による普通株式の取得価額は64円（ディスカウント率24.7%）、本新株予約権の行使価格は15.3円（ディスカウント率82.0%）となっており、普通株式の株価と比べて低額となっております。

もともと、当社は、本第三者割当の発行条件は、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、当社の財務状況の改善の必要性、本事業再生計画の着実な遂行、本引受金融機関に依頼する債権放棄及び債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））との均衡、本第三者割当における本スポンサーの投資形態に関する意向等を踏まえ再三にわたる割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていること、スポンサー選定プロセスにおいて本スポンサー以外に最終的な意向表明書をご提出頂けた候補先はいなかったこと、当該発行条件でなければ本第三者割当が実施されず、ひいては債務超過の解消ができずに上場廃止となってしまうことを総合的に勘案すると、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の払込金額には合理性が認められると考えております。しかしながら、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権には客観的な市場価格がなく、また、種類株式及び新株予約権の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、本臨時株主総会において、会社法第199条第2項並びに会社法第238条第3項第2号及び第240条第1項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権を発行することといたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員は、プルータスは当社並びに本スポンサー及び本引受金融機関から独立した第三者評価機関であると認められること、プルータスによるA種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の価格の評価はその算定方法においても特に不合理と思われる点が見当たらないこと、本第三者割当の発行条件は割当予定先との協議及び交渉の結果として定められたものであること等から、プルータスによって算出された評価額レンジ内の金額であるA種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の払込金額は、一定の合理性を有する金額と判断しているものの、種類株式及び新株予約権自体には市場価格がなく、その評価には様々な考え方があり得ることから、特に有利な金額であると判断される可能性を否定できない側面があり、従って、株主意思を確認する観点から、株主総会において特別決議を得るという当社の判断には合理性が認められると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種種類株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株式の全部について当初転換価額にて当該請求権が行使された場合には、普通株式32,678,666株が交付され、その議決権数は326,786個となります。

B種種類株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、B種種類株式の全部について当初転換価額にて当該請求権が行使された場合には、普通株式7,812,451株が交付され、その議決権数は78,122個となります。

本新株予約権については、その目的となる株式数は32,200,000株であり、その議決権数は322,000個となります。

そのため、A種種類株式及びB種種類株式の当初取得価額による転換が行われた場合の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2023年8月31日現在の当社の議決権総数243,338個に対して726,908個（298.7%）となり、本第三者割当により大幅な希薄化が生じます。

このように、A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使並びに本新株予約権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、①B種種類株式第三者割当は、当社の債務超過の解消に資するものであり、ひいては当社の財務体質の安定化を図るものであること、②A種種類株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当により、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」で記載した資金を得ることは、当社の事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものであること、③スポンサー選定プロセスにおいて本スポンサー以外に最終的な意向表明書をご提出頂けた候補先はいなかったこと、④本スポンサーはA種種類株式及び本新株予約権を中長期的に保有する方針であり、また、本引受金融機関には中長期的に保有する設計を前提にB種種類株式を中長期的に保有して頂くことを依頼する予定となっていること、⑤A種種類株式及びB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権及び本新株予約権の行使は段階的に行われることになっていること、すなわち、(a)払込期日から1年後の応当日までの間はいずれも行使することができず、(b)払込期日から1年後の応当日から2年後の応当日までの間は、本新株予約権は行使できるものの、A種種類株式及びB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権は行使できず、(c)払込期日から2年後の応当日から6年後の応当日までの間は、本新株予約権及びA種種類株式の普

通株式を対価とする取得請求権は行使することができるものの、B種種類株式行使条件を満たさない限りB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権は行使することができないこと等から、上記諸事情に鑑みると、本第三者割当による既存株主の皆様が生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

なお、発行数量及び株式の希薄化の規模については、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、上記事情を踏まえると、本第三者割当の発行数量には合理性が認められること、及び、本第三者割当により既存株主に生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではなく、相当性の範囲を逸脱するものではないと判断している旨の意見をいただいております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名称	GP 上場企業出資投資事業有限責任組合	
② 所在地	東京都目黒区自由が丘 2-16-12 RJ3	
③ 設立根拠等・組成目的	投資事業有限責任組合契約に関する法律 有価証券の取得等	
④ 組成日	2023年10月16日	
⑤ 出資の総額	347,520,000円 ※2024年1月25日時点（注1）	
⑥ 出資者の概要	国内事業会社 1社（注2）	
⑦ 業務執行組合員の概要	名称	Growth Partners LLP 有限責任事業組合
	所在地	東京都目黒区自由が丘 2-16-12 RJ3
	出資の総額	1,000,000円
	代表者の役職・氏名	組合員 古川 徳厚 組合員 グロースパートナーズ株式会社 職務執行者 古川 徳厚
	事業内容	投資業務等
	主たる出資者及びその出資比率	古川 徳厚 90% グロースパートナーズ株式会社 10%
⑧ 当社と当該ファンドとの関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注1）出資の総額に記載された金額は出資履行金額であり、出資約束金額は1,086,000,000円となります。

（注2）出資者の概要については、10%以上の出資者の属性についてのみ記載しております。出資者の名称及びその出資比率については、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由については、割当予定先は非公開のエンティティであり、主たる出資者の名称及びその出資比率は極めて守秘性の高い情報であるため、割当予定先の方針により非公開にしていると確認しております。

(注3) 割当予定先の GP 上場企業出資投資事業有限責任組合及び同組合の業務執行組合員である Growth Partners LLP 有限責任事業組合からは、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者について反社会的勢力とは一切関係のないことを聴取しております。また、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者について、第三者調査機関である株式会社トクチョー（所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町 11 番 8 号フジスタービルディング日本橋 9 階、代表者：荒川一枝）（以下「本件調査会社」といいます。）の調査により、反社会的勢力との関係を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索によるこれらの法人並びにその代表者及び主たる出資者に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者は反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。また、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

① 名称	GP バイアウト P 投資事業有限責任組合	
② 所在地	東京都目黒区自由が丘 2-16-12 RJ3	
③ 設立根拠等・組成目的	投資事業有限責任組合契約に関する法律 有価証券の取得等	
④ 組成日	2023 年 12 月 15 日	
⑤ 出資の総額	0 円 ※2024 年 1 月 25 日時点（注 1）	
⑥ 出資者の概要	国内事業会社 1 社（注 2）	
⑦ 業務執行組合員の概要	名称	Growth Partners LLP 有限責任事業組合
	所在地	東京都目黒区自由が丘 2-16-12 RJ3
	出資の総額	1,000,000 円
	代表者の役職・氏名	組合員 古川 徳厚 組合員 グロースパートナーズ株式会社 職務執行者 古川 徳厚
	事業内容	投資業務等
	主たる出資者及びその出資比率	古川 徳厚 90% グロースパートナーズ株式会社 10%
	⑧ 当社と当該ファンドとの間の関係	出資関係
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注 1) 出資の総額に記載された金額は出資履行金額であり、出資約束金額は 897,000,000 円となります。

(注 2) 出資者の概要については、10%以上の出資者の属性についてのみ記載しております。出資者の名称及びその出資比率については、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由については、割当予定先は非公開のエンティティであり、主たる出資者の名称及びその出資比率は極めて守秘性の高い情報であるため、割当予定先の方

針により非公開にしていると確認しております。

(注3) 割当予定先の GP バイアウト P 投資事業有限責任組合及び同組合の業務執行組合員である Growth Partners LLP 有限責任事業組合からは、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者について反社会的勢力とは一切関係のないことを聴取しております。また、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者について、本件調査会社の調査により、反社会的勢力との関係を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索によるこれらの法人並びにその代表者及び主たる出資者に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者は反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。また、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

① 名称	株式会社みずほ銀行		
② 本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		
③ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 加藤 勝彦		
④ 事業内容	銀行業		
⑤ 資本金	1,404,065 百万円		
⑥ 設立年月日	2002年4月1日		
⑦ 発行済株式数	普通株式 16,151,573 株 第二回第四種優先株式 64,500 株 第八回第八種優先株式 85,500 株 第十一回第十三種優先株式 3,609,650 株		
⑧ 決算期	3月31日		
⑨ 従業員数	32,238 人		
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人		
⑪ 大株主及び議決権比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%		
⑫ 当時会社間関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	グループ会社であるみずほビジネスパートナー株式会社に対して、3名が出向しております。		
取引関係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	8,161,149 百万円	7,771,591 百万円	7,803,513 百万円
連結総資産	206,383,490 百万円	216,805,067 百万円	232,406,406 百万円
1株当たり純資産	502,558.32 円	478,281.29 円	480,185.08 円
連結経常収益	2,501,840 百万円	3,384,186 百万円	5,107,646 百万円

連結経常利益	392,869 百万円	413,688 百万円	721,643 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	351,024 百万円	322,506 百万円	516,347 百万円
1株当たり当期純利益	21,733.15 円	19,967.49 円	31,968.83 円
1株当たり配当金	普通株式 10,867 円 第二回第四種優先株式 42,000 円 第八回第八種優先株式 47,600 円 第十一回第十三種優先株式 16,000 円	普通株式 9,984 円 第二回第四種優先株式 42,000 円 第八回第八種優先株式 47,600 円 第十一回第十三種優先株式 16,000 円	普通株式 31,969 円 第二回第四種優先株式 42,000 円 第八回第八種優先株式 47,600 円 第十一回第十三種優先株式 16,000 円

(注1) 同社は、東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社みずほフィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であることから、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

① 名称	株式会社商工組合中央金庫
② 本店の所在地	東京都中央区八重洲二丁目10番17号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 関根 正裕
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	218,653 百万円
⑥ 設立年月日	1936年10月8日
⑦ 発行済株式数	2,186,531,448 株
⑧ 決算期	3月31日
⑨ 従業員数	3,377 人
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人
⑪ 大株主及び議決権比率	財務大臣 46.69% 全日本火災共済協同組合連合会 0.42% 中部交通共済協同組合 0.37% 関東交通共済協同組合 0.30% 株式会社珈栄舎 0.27% 鹿児島県火災共済協同組合 0.26% 東銀リース株式会社 0.24% 東京木材問屋協同組合 0.22% 協同組合小山教育産業グループ 0.22% 大阪船場繊維卸商団地協同組合 0.22%

⑫ 当時会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	979,554百万円	988,439百万円	1,005,142百万円
連結総資産	13,083,272百万円	12,787,705百万円	13,049,997百万円
1株当たり 純資産	204.71円	208.80円	216.48円
連結経常収益	151,777百万円	149,384百万円	161,030百万円
連結経常利益	8,503百万円	30,604百万円	31,426百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	9,242百万円	18,522百万円	23,332百万円
1株当たり 当期純利益	4.24円	8.51円	10.72円
1株当たり 配当金	普通株式 (政府以外分) 3.00円 普通株式 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 普通株式 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 普通株式 (政府分) 1.00円

(注1) 同社は、株式会社商工組合中央金庫法に基づく特殊法人であることから、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

① 名称	三井住友信託銀行株式会社
② 本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 大山 一也
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	342,037百万円
⑥ 設立年月日	1925年7月28日
⑦ 発行済株式数	1,674,537,008株
⑧ 決算期	3月31日
⑨ 従業員数	13,757人
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人
⑪ 大株主及び議決権比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 100%
⑫ 当時会社間の関係	

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	2,341,495百万円	2,348,510百万円	2,468,222百万円
連結総資産	63,149,243百万円	64,346,726百万円	68,737,987百万円
1株当たり 純資産	1,381.78円	1,385.34円	1,456.34円
連結経常収益	1,255,551百万円	1,249,695百万円	1,695,357百万円
連結経常利益	156,885百万円	203,664百万円	265,045百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	125,358百万円	149,223百万円	177,649百万円
1株当たり 当期純利益	74.86円	89.11円	106.08円
1株当たり 配当金	28.65円	32.01円	40.68円

(注1) 同社は、東京証券取引所プライム市場に上場している三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が議決権の100%を保有する国内金融機関であること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であることから、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

① 名称	株式会社横浜銀行
② 本店の所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 片岡 達也
④ 事業内容	銀行業
⑤ 資本金	215,628百万円
⑥ 設立年月日	1920年12月16日
⑦ 発行済株式数	1,204,576,748株
⑧ 決算期	3月31日
⑨ 従業員数	4,003人
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人
⑪ 大株主及び議決権比率	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 100%
⑫ 当時会社間関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	1,015,571百万円	1,017,547百万円	1,025,072百万円
連結総資産	19,398,821百万円	21,661,327百万円	23,746,795百万円
1株当たり 純資産	838.23円	839.79円	846.18円
連結経常収益	263,460百万円	256,962百万円	283,078百万円
連結経常利益	52,842百万円	71,078百万円	70,589百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	34,553百万円	45,989百万円	49,387百万円
1株当たり 当期純利益	28.68円	38.17円	41.00円
1株当たり 配当金	14.30円	19.00円	20.50円

(注1) 同社は、東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であることから、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

① 名称	株式会社三井住友銀行		
② 本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		
③ 代表者の役職・氏名	頭取 福留 朗裕		
④ 事業内容	銀行業		
⑤ 資本金	1,770,996百万円		
⑥ 設立年月日	1996年6月6日		
⑦ 発行済株式数	106,318,401株		
⑧ 決算期	3月31日		
⑨ 従業員数	27,839人		
⑩ 主要取引先	一般個人及び法人		
⑪ 大株主及び議決権比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
⑫ 当時会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	預金取引及び借入金取引等の金融取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑬ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	9,256,369百万円	9,219,858百万円	9,735,509百万円
連結総資産	228,066,567百万円	242,105,934百万円	252,567,523百万円

1株当たり 純資産	86,161.73円	85,558.44円	90,237.03円
連結経常収益	2,786,647百万円	2,990,450百万円	4,991,948百万円
連結経常利益	534,722百万円	867,849百万円	1,125,928百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	406,093円	568,244円	807,042円
1株当たり 当期純利益	3,822.11円	5,348.27円	7,595.81円
1株当たり 配当金	普通株式 2,475円	普通株式 3,631円	普通株式 4,385円

(注1) 同社は、東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社三井住友フィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であること、同社は銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であることから、同社は反社会的勢力とは何ら関係を有していないものと判断しております。また、同社が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

① A種種類株式

GP 上場企業出資投資事業有限責任組合	その譲渡に際しては当社の取締役会の承認を要するほか、普通株式を対価とする取得請求権の行使については払込期日から2年後の応当日以降になって初めて行使できる設計となっております。また、本スポンサーからは、A種種類株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換及び売却について、当社の業績の安定及び成長に基づく中長期的な企業価値の向上及び株主価値の最大化を見据え、A種種類株式を中長期的に保有する方針である旨、並びに、上記取得請求権の行使及び当該行使により取得した当社普通株式の売却は、当社の事業運営や株価への影響を勘案しながら市場又は市場外にて行う想定である旨書面にて説明を受けております。
GP バイアウトP 投資事業有限責任組合	同上

② B種種類株式

株式会社みずほ銀行	その譲渡に際しては当社の取締役会の承認を要するほか、普通株式を対価とする取得請求権の行使について
-----------	--------------------------------------------------

	は、給付期日の2年後の応当日から6年後の応当日まではB種種類株式行使条件を満たさない限り行使することができず、中長期的に保有頂くことを前提とした設計となっております。本日時点では、本引受金融機関との調整が未了となりますが、当該設計を踏まえ、中長期的に保有して頂くことを依頼する予定です。
株式会社商工組合中央金庫	同上
三井住友信託銀行株式会社	同上
株式会社横浜銀行	同上
株式会社三井住友銀行	同上

③ 本新株予約権

GP 上場企業出資投資事業有限責任組合	その譲渡に際しては当社の取締役会の承認を要するほか、その行使については払込期日から1年後の応当日以降になって初めて行使できる設計となっております。また、本スポンサーからは、当社の業績の安定及び成長に基づく中長期的な企業価値の向上及び株主価値の最大化を見据え、本新株予約権を中長期的に保有する方針である旨、並びに、本新株予約権の行使及び当該行使により取得した当社普通株式の売却は、当社の事業運営や株価への影響を勘案しながら市場又は市場外にて行う想定である旨書面にて説明を受けております。
GP バイアウトP 投資事業有限責任組合	同上

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

A種種類株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当の割当予定先である本スポンサーのうち、GP 上場企業出資投資事業有限責任組合については、提出された残高確認資料により、A種種類株式の発行に係る払込み及び本新株予約権の発行に係る払込みに必要かつ十分な資金を保有していることを確認しております。なお、本日現在において、本新株予約権の行使に係る出資に必要かつ十分な資金を保有していないものの、本スポンサーに係る投資事業有限責任組合契約書の写しの抜粋を確認することにより、当該投資事業有限責任組合における各出資者（組合員）と割当予定先との間において、割当予定先において、本新株予約権の行使に係る出資の資金が必要なときに、無限責任組合員である Growth Partners LLP 有限責任事業組合が行うキャピタル・コールに応じて、各出資者（組合員）が割当予定先に対する出資を行う旨の約定があることを確認していることから、本新株予約権の行使に係る出資に必要な資金を確保できるものと判断しております。

他方で、GP バイアウトP 投資事業有限責任組合については、本日現在において、A種種類株式の発行に係る払込み並びに本新株予約権の発行に係る払込み及びその行使に係る出資に必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、本スポンサーに係る投資事業

有限責任組合契約書の写しの抜粋を確認することにより、当該投資事業有限責任組合における各出資者（組合員）と割当予定先との間において、割当予定先において、A 種種類株式の発行に係る払込み並びに新株予約権の発行に係る払込み及びその行使に係る出資の資金が必要なときに、無限責任組合員である Growth Partners LLP 有限責任事業組合が行うキャピタル・コールに応じて、各出資者（組合員）が割当予定先に対する出資を行う旨の約定があることを確認していることから、A 種種類株式の発行に係る払込み並びに本新株予約権の発行に係る払込み及びその行使に係る出資に必要な資金を確保できるものと判断しております。

B 種種類株式第三者割当については、上述のとおり、本引受金融機関が当社に対して有する貸付債権を出資の目的とするものであり、その存否及び金額については争いありません。

7. 本第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本第三者割当前 (2023年8月31日現在)		本第三者割当後	
イオン株式会社	33.09%	GP バイアウトP 投資事業有限責任組合	34.32%
株式会社エムツウ	10.22%	GP 上場企業出資投資事業有限責任組合	32.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.02%	イオン株式会社	8.35%
タカキュー取引先持株会	2.72%	株式会社エムツウ	2.58%
一般財団法人高久国際奨学財団	1.02%	株式会社商工組合中央金庫	2.49%
マネックス証券株式会社	0.81%	株式会社みずほ銀行	2.23%
株式会社SBI証券	0.76%	三井住友信託銀行株式会社	1.67%
高久 真佐子	0.68%	株式会社横浜銀行	0.89%
磯山 耕一	0.67%	株式会社三井住友銀行	0.78%
藤吉 修崇	0.61%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.76%

※ 上表における本募集株式発行前の持株比率は、2023年8月31日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

※ 上表には自己株式は含まれておりませんが、当社が実質的に保有している自己株式が105,695株あります。

※ 上表における本第三者割当後の持株比率は、A 種種類株式及びB 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権並びに本新株予約権がすべて行使されたと仮定した場合に交付される普通株式数（潜在株式数）を含めて計算しております。各種類株主の保有方針は上記「6. 割当予定先の選定理由等」「(3) 割当予定先の保有方針」をご参照ください。また、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(2) A 種種類株式

本第三者割当前 (2024年1月25日現在)	本第三者割当後	
(該当なし)	GP 上場企業出資投資事業有限責任組合	48.71%
	GP バイアウトP 投資事業有限責任組合	51.29%

※ 小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(3) B 種種類株式

本第三者割当前 (2024年1月25日現在)	本第三者割当後	
(該当なし)	株式会社みずほ銀行	27.64%
	株式会社商工組合中央金庫	30.91%
	三井住友信託銀行株式会社	20.73%
	株式会社横浜銀行	11.05%
	株式会社三井住友銀行	9.67%

※ 小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当により、当社の財務体質の安定化を図ります。

なお、今後の見通しについては、本日付の当社リリース「地域経済活性化支援機構による再生支援決定並びに当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みについて」をご参照ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に定める株主の意思確認手続として、本臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
売上高	14,601,957千円	12,139,686千円	11,975,883千円
営業利益	△3,400,098千円	△2,153,649千円	△785,167千円
経常利益	△3,107,797千円	△1,919,871千円	△706,684千円
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—
1株当たり当期純利益	△128.83円	△88.09円	△43.11円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	54.99円	△35.99円	△79.37円

(2) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
始値	139円	140円	110円
高値	193円	149円	113円
安値	101円	105円	71円
終値	140円	110円	78円

② 最近6か月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始値	95円	89円	92円	77円	83円	80円
高値	105円	94円	92円	95円	83円	95円
安値	85円	89円	76円	75円	77円	80円
終値	89円	92円	76円	80円	78円	85円

(注) 2024年1月については、同年1月24日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年1月24日
始値	85円
高値	86円
安値	84円
終値	85円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

1.1. 発行要項

別紙1「A種種類株式発行要項」、別紙2「B種種類株式発行要項」、及び、別紙3「本新株予約権発行要項」をご参照ください。

1.2. 本第三者割当の日程

2024年1月25日	本第三者割当に係る取締役会決議 有価証券届出書の提出
2024年3月25日	本臨時株主総会
2024年5月16日	有価証券届出書の効力発生
2024年5月23日	本新株予約権の割当日
2024年5月23日	A種種類株式及びB種種類株式の払込期日

II. 定款変更について

1. 定款変更の目的

本第三者割当に基づく A 種種類株式及び B 種種類株式の発行を可能とするために、A 種種類株式及び B 種種類株式に関する規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙 4「本定款変更の内容」のとおりです。

3. 定款変更の日程

2024 年 1 月 25 日	本定款変更に係る取締役会決議
2024 年 3 月 25 日	本臨時株主総会
2024 年 3 月 25 日	本定款変更の効力発生日

III. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

当社の業容や損益状態の現状を踏まえ、適切な税制や制度への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、後の機動的かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えるためとなります。

なお、本資本金等の額の減少については、A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当の効力が生じることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当後の資本金の額 599,990,307 円を 499,990,307 円減少して、100,000,000 円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当後の資本準備金の額 499,990,307 円を 499,990,307 円減少して、0 円とする。

(3) 資本金の額及び資本準備金の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

3. 本資本金等の減少等の日程

2024 年 1 月 25 日	本資本金等の額の減少に係る取締役会決議
2024 年 4 月 1 日（予定）	債権者異議申述公告
2024 年 5 月 23 日	本資本金等の額の減少の効力発生日

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

IV. その他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動年月日

2024年5月23日（予定）

2. 異動の理由

上記「I. 本第三者割当について」記載のA種種類株式第三者割当に伴い異動が見込まれるものです。

なお、下記異動は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会においてA種種類株式第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに、機構において本買取決定等がなされることを条件としております。

3. 異動した株主の概要

その他の関係会社かつ主要株主である筆頭株主となるもの

①GP バイアウトP投資事業有限責任組合

上記「I. 本第三者割当について」「6. 割当予定先の選定理由」「(1)割当予定先の概要」記載のとおりです。

その他の関係会社かつ主要株主となるもの

②GP 上場企業出資投資事業有限責任組合

上記「I. 本第三者割当について」「6. 割当予定先の選定理由」「(1)割当予定先の概要」記載のとおりです。

その他の関係会社かつ主要株主である筆頭株主ではなくなるもの

③イオン株式会社

名称	イオン株式会社
所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号
代表者の役職・氏名	代表執行役社長 吉田 昭夫
事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス、およびそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理
資本金	2,200億700万円

主要株主ではなくなるもの

④株式会社エムツウ

名称	株式会社エムツウ
所在地	東京都港区西麻布四丁目17番4号
代表者の役職・氏名	代表取締役 出口 美登里
事業内容	有価証券の保有及び運用等
資本金	1766万円

4. 異動前後における当該主要株主等の所有する議決権の数・所有株式数、総株主の議決権の数に対する割合及び議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数

①GP バイアウトP 投資事業有限責任組合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2024年1月25 日現在)	—	—	—	—	—
異動後	その他の関係会社 主要株主 主要株主である筆頭株主	83,200 個 (20.51%)	—	83,200 個 (20.51%)	1 位

(注1) 議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数 105,695 株

(注2) 上表における異動後の総株主の議決権に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(注3) 異動後の議決権所有割合は、以下の計算により算出しております。

保有するA種種類株式の議決権 83,200 個

A種種類株式の議決権総数 162,227 個 + 普通株式の議決権総数 243,338 個

②GP 上場企業出資投資事業有限責任組合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2024年1月25 日現在)	—	—	—	—	—
異動後	その他の関係会社 主要株主	79,027 個 (19.49%)	—	79,027 個 (19.49%)	3 位

(注1) 議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数 105,695 株

(注2) 上表における異動後の総株主の議決権に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(注3) 異動後の議決権所有割合は、以下の計算により算出しております。

保有するA種種類株式の議決権 79,027 個

A種種類株式の議決権総数 162,227 個 + 普通株式の議決権総数 243,338 個

③イオン株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2024年1月25 日現在)	その他の関係会社 主要株主 主要株主である筆頭株主	80,980 個 (33.28%)	—	80,980 個 (33.28%)	1 位
異動後	主要株主	80,980 個	—	80,980 個	2 位

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
		(19.97%)		(19.97%)	

(注1) 議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数 105,695 株

(注2) 上表における異動後の総株主の議決権に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(注3) 異動後の議決権所有割合は、以下の計算により算出しております。

保有する普通株式の議決権 80,980 個

A 種種類株式の議決権総数 162,227 個 + 普通株式の議決権総数 243,338 個

④株式会社エムツウ

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権に対する割合	大株主順位
異動前	25,000 個 (2,500,000 株)	10.27%	2 位
異動後	25,000 個 (2,500,000 株)	6.16%	4 位

(注1) 議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数 105,600 株

(注2) 上表における異動前の総株主等の議決権に対する割合は、2023年8月31日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。また、上表における異動後の総株主等の議決権に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(注3) 異動後の議決権所有割合は、以下の計算により算出しております。

保有する普通株式の議決権 25,000 個

A 種種類株式の議決権総数 162,227 個 + 普通株式の議決権総数 243,338 個

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

GP バイアウト P 投資事業有限責任組合及び GP 上場企業出資投資事業有限責任組合の保有方針は、上記「I. 本第三者割当について」「6. 割当予定先の選定理由」「(3) 割当予定先の保有方針」をご参照ください。

(別紙 1) A 種種類株式発行要項

- 1 株式の名称
株式会社タカキューA 種種類株式 (以下「A 種種類株式」という。)
- 2 募集株式の数
16, 222, 700 株
- 3 募集株式の払込金額
1 株につき金 30. 82 円
- 4 増加する資本金及び資本準備金
資本金 249, 991, 807 円 (1 株につき、15. 41 円)
資本準備金 249, 991, 807 円 (1 株につき、15. 41 円)
- 5 払込金額の総額
499, 983, 614 円
- 6 払込期日
2024 年 5 月 23 日
- 7 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
GP 上場企業出資投資事業有限責任組合 7, 902, 700 株
GP バイアウト P 投資事業有限責任組合 8, 320, 000 株
- 8 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金
当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) 又は A 種種類株式の登録株式質権者 (A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。) に対し、下記 16. (1) に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、下記 (2) に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) A 種優先配当金の金額
A 種優先配当金の額は、30. 82 円 (以下「払込金額相当額」という。) に、年率 3. 0% を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日 (但し、当該配当基準日が 2025 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日) (同日を含む。) から当該配当基準

日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記16.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2) に従い計算される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「A 種日割未払優先配当金額」という。）。

10 議決権

- (1) A 種種類株主は、株主総会において議決権を有する。A 種種類株式の 1 単元の株式数は 100 株とする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、A 種種類株主は、払込期日の 6 年後の応当日以降、株主総会において議決権を有しない。

11 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A 種種類株主は A 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A 種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数の A 種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべき A 種種類株式は各 A 種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A 種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における (i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び (iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本 11. の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 9. (1) 及び 9. (3) に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点

に発生する。

12 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、払込期日の2年後応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記9.(1)及び9.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初15.3円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \\ \text{+} \\ \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本12.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権の発行については適用されないものとする。
- (5) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした A 種種類株主に対して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日の 6 年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に、(ii)①A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値を金銭対価償還日における上記 12. (3) 及び (4) で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額（但し、当該額が A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額とする。）、②A 種累積未払配当金相当額及び③A 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 13. の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 9. (1) 及び 9. (3) に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A 種種類株式の一部を取得する場合において、A 種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。

14 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

15 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金（別紙2に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（別紙2に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- (3) 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(別紙 2) B 種種類株式発行要項

- 1 株式の名称
株式会社タカキューB 種種類株式 (以下「B 種種類株式」という。)
- 2 募集株式の数
499,997 株
- 3 募集株式の払込金額
1 株につき金 1,000 円
- 4 増加する資本金及び資本準備金
資本金 249,998,500 円 (1 株につき、500 円)
資本準備金 249,998,500 円 (1 株につき、500 円)
- 5 払込金額の総額
499,997,000 円
- 6 出資の目的とする財産の内容及び価額
割当予定先が当社に対して有する貸付金債権 499,997,000 円
- 7 給付期日
2024 年 5 月 23 日
- 8 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
株式会社みずほ銀行 : 138,184 株
株式会社商工組合中央金庫 : 154,538 株
三井住友信託銀行株式会社 : 103,638 株
株式会社横浜銀行 : 55,273 株
株式会社三井住友銀行 : 48,364 株
- 9 剰余金の配当
(1) B 種優先配当金
当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主 (以下「B 種種類株主」という。) 又は B 種種類株式の登録株式質権者 (B 種種類株主と併せて、以下「B 種種類株主等」という。) に対し、下記 17. (1) に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、下記 (2) に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「B 種優先配当金」という。) を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金

額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、1,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記17.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

10 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記17.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額にB種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種剰余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、剰余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる

時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われたいものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B 種剰余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、剰余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として B 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 9. (2) に従い計算される B 種優先配当金相当額とする（以下、B 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「B 種日割未払優先配当金額」という。）。

11 議決権

(1) B 種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めのある場合を除き、B 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B 種種類株主は B 種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係る B 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B 種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数の B 種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべき B 種種類株式は各 B 種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

B 種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における (i) B 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) B 種累積未払配当金相当額及び (iii) B 種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係る B 種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本 12. の計算において、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算は上記 10. (1) 及び 10. (3) に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算における「剰余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

13 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、給付期日の2年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記10.(1)及び10.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初64円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日

- (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。
- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本13.に定める取得価額の調整は、B種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権

の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした B 種種類株主に対して、当該 B 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

14 金銭を対価とする取得条項

当社は、給付期日の6年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係る B 種種類株式の数に、(ii)①B 種種類株式1株当たりの払込金額相当額、②B 種累積未払配当金相当額及び③B 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本14.の計算において、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算は上記10.(1)及び10.(3)に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

B 種種類株式の一部を取得する場合において、B 種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B 種種類株主から取得すべき B 種種類株式を決定する。

15 譲渡制限

B 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

16 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

17 優先順位

- (1) A種優先配当金（別紙1に定義される。）、A種累積未払配当金相当額（別紙1に定義される。）、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る剰余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る剰余財産の分配を第2順位、普通株式に係る剰余財産の分配を第3順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。

(別紙 3) 本新株予約権発行要項

1 本新株予約権の名称
株式会社タカキュー第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2 申込期日
2024年5月23日

3 割当日
2024年5月23日

4 払込期日
2024年5月23日

5 募集の方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。

GP 上場企業出資投資事業有限責任組合	156,566 個
GP バイアウトP 投資事業有限責任組合	165,434 個

6 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 32,200,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号、第(3)号、第(5)号及び第(6)号並びに第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号(ホ)及び第(6)号(ニ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7 本新株予約権の総数

322,000 個

8 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 31 円（本新株予約権の払込総額金 9,982,000 円）

9 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 15.3 円とする。なお、行使価額は第 10 項に定める調整を受ける。

10 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \\
 \text{行使価額} & = & \text{調整前} \\
 & & \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たりの発行} \\
 & & \text{処分株式数} \quad \text{又は処分価額}}{\text{時価}} \\
 & & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価（本項第(4)号(ロ)に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 普通株式の分割する場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) (イ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払いを実施 する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 「特別配当」とは、2029年5月23日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

(ハ) 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(4) その他

(イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨

てる。

- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - (ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号、第(3)号又は第(8)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (5) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本項第(6)号(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号(ハ)の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。
- (6) 本項第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - (ロ) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - (ハ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された

ものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後行使価格は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (ニ) 本号(イ)及び(ロ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(イ)及び(ロ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。
この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号(ホ)に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (7) 本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (8) 本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2025年5月23日から2029年5月23日(但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換

契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

12 その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

13 本新株予約権の取得事由

当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を受けなければならない。

17 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約書の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、評価基準日の市場環境等を考慮し、当社の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率、当社の行動及び割当予定先の行動等について一定の前提を置いた上で、第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金31円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19 行使請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

20 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新宿中央支店

21 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22 その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する
- (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

別紙4 (本定款変更の内容)

現 行	変 更 案						
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、9,780万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 現行どおり</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、9,780万株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="694 492 1109 593"> <tr> <td>普通株式</td> <td>9,780万株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>1,650万株</td> </tr> <tr> <td>B種種類株式</td> <td>50万株</td> </tr> </table> <p>(A種種類株式) 第6条の2 A種種類株式の内容は、別紙1のとおりとする。</p> <p>(B種種類株式) 第6条の3 B種種類株式の内容は、別紙2のとおりとする。</p> <p>(優先順位) 第6条の4 剰余金の配当及び残余財産の分配の優先順位の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) A種優先配当金(第6条の2に定義される。)、A種累積未払配当金相当額(第6条の2に定義される。)、B種優先配当金(第6条の3に定義される。)、B種累積未払配当金相当額(第6条の3に定義される。)及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。</p> <p>(2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</p> <p>(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>	普通株式	9,780万株	A種種類株式	1,650万株	B種種類株式	50万株
普通株式	9,780万株						
A種種類株式	1,650万株						
B種種類株式	50万株						
<p>第7条 省略</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>第7条 現行どおり</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式及びA種種類株式の単元株式数はそれぞれ100株とし、B種種類株式の単元株式数は1株とする。</p>						
<p>第9条～第19条 省略</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条～第19条 現行どおり</p> <p>(種類株主総会) 第19条の2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>						
<p>第20条～第44条 省略</p>	<p>第20条～第44条 現行どおり</p>						

A 種種類株式の内容

1 剰余金の配当

(1) A 種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。）に対し、第 6 条の 4 に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A 種優先配当金の金額

A 種優先配当金の額は、30.82 円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率 3.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が 2025 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定める A 種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本(4)に従い累積した A 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算される A 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利 3.0%で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨

五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

3 議決権

(1) A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

(2) 上記(1)にかかわらず、A種種類株主は、払込期日の6年後の応当日以降、株主総会において議決権を有しない。

4 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主はA種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金

金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本 4. の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 2. (1) 及び 2. (3) に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A 種種類株主は、払込期日の 2 年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び(iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は上記 2. (1) 及び 2. (3) に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初 15.3 円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}{\left(\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある

場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但

し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本5.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(6) 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6 金銭を対価とする取得条項

当会社は、払込期日の6年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値を金銭対価償還日における上記5.(3)及び5.(4)で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額とする。)、②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

7 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

8 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

B 種種類株式の内容

1 剰余金の配当

(1) B 種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主（以下「B 種種類株主」という。）又は B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種類株主と併せて、以下「B 種種類株主等」という。）に対し、第 6 条の 4 に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「B 種優先配当金」という。）を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B 種優先配当金の金額

B 種優先配当金の額は、1,000 円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率 1.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が 2025 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として B 種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定める B 種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係る B 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B 種種類株主等に対しては、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として B 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優先配当金につき本(4)に従い累積した B 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算される B 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利 1.0%で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨

五入する。B種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額にB種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする（以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。）。

3 議決権

(1) B種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めのある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主はB種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のB種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は各B種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

B種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額に、金

金銭対価取得請求に係る B 種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本 4. の計算において、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算は上記 2. (1) 及び 2. (3) に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B 種種類株主は、給付期日の 2 年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) B 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) B 種累積未払配当金相当額及び(iii) B 種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算は上記 2. (1) 及び 2. (3) に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初 64 円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{matrix} (\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) & + & \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{matrix}}{\begin{matrix} (\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{matrix}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付され

る普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
 - (f) 本 5. に定める取得価額の調整は、B 種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権の発行については適用されないものとする。
- (5) 普通株式対価取得請求の効力発生
- 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (6) 普通株式の交付方法
- 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした B 種種類株主に対して、当該 B 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
- 6 金銭を対価とする取得条項
- 当社は、給付期日の6年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、(i) 当該金銭対価償還に係る B 種種類株式の数に、(ii) ① B 種種類株式1株当たりの払込金額相当額、② B 種累積未払配当金相当額及び③ B 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 6. の計算において、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算は上記 2. (1) 及び 2. (3) に準じて行われるものとし、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- B 種種類株式の一部を取得する場合において、B 種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B 種種類株主から取得すべき B 種種類株式を決定する。
- 7 譲渡制限
- B 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
- 8 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
- (1) 当社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (3) 当社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。